

令和3年度 大東市教育委員会 11月定例会会議録

1. 開催年月日

令和3年11月19日（金） 午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎

4. 出席説明員（12名）

- ・教育総務部長 北田 吉彦
- ・学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・学校教育政策部総括次長兼企画・教職員課長 新井 雅也
- ・教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・教育総務部教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 向井 孝志
- ・学校教育政策部指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部教育研究所長兼課長 花澤 秀之
- ・教育総務部教育総務課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 2名

6. 議事日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

日 程 第 2 教委議案第28号
令和4年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

日 程 第 3 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第28号

令和4年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について

令和4年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について、次のとおり決定する。

令和3年11月19日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るため。

令和4年度 大東市立小・中学校教職員人事基本方針

令和3年11月19日制定

大東市教育委員会

豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「令和4年度市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等の人事を積極的に進める。
- 4 新規採用の教職員については、幅広い視野と高い教育的専門性を有する人材の育成に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。

大東市立小・中学校教職員人事基本方針 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>令和4年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p>豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和4年度</u>市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <p>1 同 右</p> <p>2 同 右</p> <p>3 同 右</p> <p>4 同 右</p> <p>5 同 右</p>	<p style="text-align: center;"><u>令和3年度</u>大東市立小・中学校教職員人事基本方針</p> <p>豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」及び「<u>令和3年度</u>市町村立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」に則り、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。</p> <p>1 本市のめざす教育、および各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。</p> <p>2 児童生徒数の増減および各校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。</p> <p>3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、配置換および地区内異動等の人事を積極的に進める。</p> <p>4 新規採用の教職員については、<u>豊かな人間性と教育に対する熱意</u>を有する人材の育成に努める。</p> <p>5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材の登用に努める。</p>

令和4年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領

令和4年度大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。

1. 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。

② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。

なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 学校の活性化を図る人事の推進

学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。

(4) 市町村間等における人事交流の推進

異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。

(5) 新規採用教職員の人事

新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。

また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。

(6) 首席・指導教諭の配置

首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。

(7) 異動の対象者

学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。

① 新規採用者

現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。

② ①以外の者

現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。

- ・ 現任校における勤務年数が7年未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。
- ・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。

2. 校長および教頭の人事について

校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性および若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

3. 女性教職員の人事について

- (1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4. 教職員の退職について

年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。

大東市立小・中学校教職員人事取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>令和4年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p><u>令和4年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>(1) 過欠員の調整</p> <p style="text-align: right;">同 右</p> <p>(2) 教職員構成の適正化</p> <p>① 同 右</p>	<p style="text-align: center;"><u>令和3年度</u>大東市立小・中学校教職員人事取扱要領</p> <p><u>令和3年度</u>大東市立小・中学校教職員人事については、「大東市立小・中学校人事基本方針」に基づき、大阪府・北河内地区各市教育委員会との密接な連携のもと、次の事項に重点を置き、計画的に実施するものとする。</p> <p>1. 教職員の人事について</p> <p>(1) 過欠員の調整</p> <p style="text-align: right;">児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員調整を図る。</p> <p>(2) 教職員構成の適正化</p> <p>① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するように留意する。</p>

新	旧
<p>② 同 右</p> <p>(3) 学校の活性化を図る人事の推進 同 右</p> <p>(4) 市町村間等における人事交流の推進 同 右</p> <p>(5) 新規採用教職員の人事 同 右</p>	<p>② 「大東市人権教育基本方針」等の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材とともに学校の教育課題に対応する人材を学校の実情に応じて配置に考慮する。</p> <p>なお、在外教育施設等への派遣経験者や様々な人事交流経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。</p> <p>(3) 学校の活性化を図る人事の推進 学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の意欲の向上を図る人事を推進する。</p> <p>(4) 市町村間等における人事交流の推進 異動等を行うに当たっては、市町村間、政令指定都市・豊能地区3市2町・他府県及び異なる校種間等、多様な人事交流を積極的に推進する。</p> <p>(5) 新規採用教職員の人事 新規採用教職員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。</p> <p>また、新規採用教員の異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進する。</p>

新	旧
<p>(6) 首席・指導教諭の配置</p> <p>同 右</p>	<p>(6) 首席・指導教諭の配置</p> <p>首席及び指導教諭の配置については、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行う。</p>
<p>(7) 異動の対象者</p> <p>同 右</p>	<p>(7) 異動の対象者</p> <p>学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、以下の基準により、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進する。</p>
<p>① 新規採用者</p> <p>同 右</p>	<p>① 新規採用者</p> <p>現任校において4年以上勤務する者。ただし、最長6年を目途とする。</p>
<p>② ①以外の者</p> <p>同 右</p>	<p>② ①以外の者</p> <p>現任校において7年以上勤務する者。ただし、最長10年を目途とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現任校における勤務年数が7年未満の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が内申し、その内申に基づき大阪府教育委員会が異動することが適当であると認めた者を異動の対象者とする。

新	旧
<p>2. 校長および教頭の人事について</p> <p style="text-align: right;">同 右</p> <p>3. 女性教職員の人事について</p> <p>(1) 同 右</p> <p>(2) 同 右</p> <p>4. 教職員の退職について</p> <p style="text-align: right;">同 右</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現任校における勤務年数が10年以上の者であっても、校長の意見具申を受け市教育委員会が協議し、その協議に基づき大阪府教育委員会が引き続き勤務させることがやむを得ないと認めた者は異動の対象者から除外する。 <p>2. 校長および教頭の人事について</p> <p>校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに、女性および若手教職員の登用を心がけ、学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。</p> <p>3. 女性教職員の人事について</p> <p>(1) 各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める。</p> <p>(2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。</p> <p>4. 教職員の退職について</p> <p>年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。</p>

8. 一般業務報告

1. 家庭教育支援事業の取り組み状況について
2. 学校園における活動（新型コロナウイルス感染症にかかる学校における対応を含む）について
3. 学校運営協議会の設置状況等について

9. 会議録

水野教育長	それでは、11月の教育委員会定例会を開催いたします。 本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。
北田部長 水野教育長	本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。 それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によろしくお願いいたします。 次に、日程第2 教委議案第28号「令和4年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について」について提案理由の説明をお願いいたします。
新井総括次長	教委議案第28号「令和4年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針について」ご説明致します。 提案理由といたしまして、市民の教育に対する期待と要望に応え、学校教育の健全な発展を期すべく、組織的・機能的な学校運営と教職員の教育意欲・資質の向上をめざして、適切な人事管理のもとに教職員組織の充実を図るためでございます。 それでは2枚目の「令和4年度大東市立小・中学校教職員人事基本方針」をご覧ください。豊かな心と確かな学力を育む教育活動を展開し、新しい時代を主体的に切り拓く人材育成を推進するために、下記の事項に重点を置いて適正な人事を行うものです。人事基本方針に関しましては、昨年度の基本方針からの内容の変更点はございません。従いまして、3枚目にあります市の新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。 次に、この基本方針を踏まえた具体的な方向性を4枚目以降の「令和4年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領」に示しております。市の要領は、大阪府教育委員会が示す人事取扱要領が基礎となります。今年度、府の要領につきましては、特に変更点はなく、年次修正のみとなっております。従いまして、市の要領につきましても、5枚目につけました市の新旧対照表のとおり、年次修正のみとしております。 それでは、令和4年度大東市立小・中学校教職員人事取扱要領について、概要を説明させていただきます。まず、1. 教職員の人事について（1）過欠員の調整については、児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、計画的な配置換および広域異動を行い、効率的な過欠員の調整を図ってまいります。 次に、（2）教職員構成の適正化でございます。年齢別、性別、担当教科別、学校課題等を勘案し、各分野の推進力となる教職員を適正に配置し、教職員構成の適正化に努めてまいります。 次に、（3）学校の活性化を図る人事の推進の項目についてです。これまで新規採用者の大量採用が続いた中で、若手教職員の育成とその活躍が学校運営のポイントであり、学校長の経営方針のもと、魅力ある学校づくりの推進を図るとともに、若手教職員の学校運営への参画を促進する等、教職員の

意欲の向上を図る人事を推進してまいります。

次に、(4) 市町村間等における人事交流の推進について、異動等を行うに当たっては、様々な人事の交流を積極的に推進してまいります。

(5) 新規採用教職員の人事については、資質向上の観点から適正な配置を考慮し、異動に当たっては、様々な教育活動を経験できるよう人事交流を積極的に推進してまいります。

(6) 首席・指導教諭の配置についても、学校の実情、課題等を勘案の上、学校運営体制・機能の充実または教職員の指導力の向上を図るため、計画的に行ってまいります。

(7) 異動の対象者についてでございます。学校の活性化、教職員の資質向上の観点から、同一校における長期勤務者の異動を積極的に推進いたします。基準として、新規採用者については4年から6年、それ以外のは7年から10年を基準としております。

続いて、2. 校長および教頭の任用・異動等については、学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情や地区人事協議会の協議を勘案の上、「特色ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置してまいります。

次に3. 女性教職員の人事については、(1) 主任等の任命に当たり、女性教職員の活用を計画的に進めると共に、(2) 母性保護の観点に十分留意してまいります。

最後に、4. 教職員の退職について、年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知を図ることとしております。

以上、人事基本方針並びに人事取扱要領について、提案をさせていただきました。何卒、よろしくご審議のほどお願いいたします。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

太田委員

先生方が不足しているというのは、大東市に限ったことではないと思いますが、新規採用者の人数について、府教委へ市から要望等出せますか。

新井総括次長

採用人数については、大阪府教育庁で決定しますが、その基準として、来年度は教職員がどの程度必要か、各市に調査をかけており、その中で採用人数の調整をしているところです。

田中委員

学校で何割程度の先生が異動していますか。

新井総括次長

学校によって、先生の経験年数による人数の差はありますが、異動がゼロという形にはならない様になっています。新採教員であれば最大6年、それ以外の先生方は最大10年という基準はありますが、学校の活性化を図るため、その基準を待たずに先を見据えた形で、人数調整をしながら、異動人数を決めています。

水野教育長

それでは、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

①家庭教育支援事業の取り組み状況について

⇒11月13日に実施された大東市子育て講演会について。大東市家庭教育応援企業等登録企業による「いくカフェ」や、企業が独自で行っている子ども施策の取組紹介等について。小学1年生家庭への状況調査、電話・家庭訪問の実施について。地域住民による相談訪問チームの活動について。

意見・質問

・家庭訪問の対象家庭で連絡がつかない場合について

⇒接触できなかった家庭については、学校と連携し、児童の状況把握に努めている。

・状況把握調査の対象について

⇒平成28年度から家庭訪問を実施する際に小学1年生を対象に調査を行っていたが、令和3年度からは小学4年生の家庭の状況も把握している。

・「いくカフェ」の参加者について

⇒令和3年度から保護者ニーズや課題に基づいた内容で開催しているため、内容に応じた保護者の参加が見られる。

②学校園における活動（新型コロナウイルス感染症にかかる学校における対応を含む）について

⇒11月1日以降、市立小中学校児童・生徒の陽性者、濃厚接触者は確認されておらず、大人も含めて市内の感染状況も収まっている。学校参観等で保護者に様子を見てもらえるようになり、感染症対策等の実施状況について、安心の声や新たな提案が聞かれる。今後は、感染症対策についても、保護者や地域と協力しながら行っていく。

③学校運営協議会の設置状況等について

⇒「大東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」に基づき、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるため、進捗状況について、定期的に報告する。令和4年度に全校区設置に向けて、令和3年度は北条中学校・南郷中学校をモデル校区として設置。研修の実施や委員の任命を行った。

意見・質問

・全校区設置時期、委員の任命について

⇒令和4年4月～5月に全校区で第1回学校運営協議会を開催できるように進める。委員の任命については、当初は学校長の推薦によるが、運営主体がPTAや地域の方になるため、将来的には学校方針に応じて、各校の協議会で情報共有しながら推薦される様な展開を期待している。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員から意見等について

- ・市町村教育委員会オンライン協議会について、放課後児童クラブ支援員の対応について。
- ・姿勢について。
- ・タブレット端末の活用について。
- ・放課後の補充学習、宿題の現状調査について。

以上で本日の議事は全て終了となりました。

以上をもちまして、11月の教育委員会定例会を終了いたします。

令和3年12月27日

水野教育長

齊藤委員